

日本国政府と中華人民共和国政府との間の映画共同製作協定

日本国政府及び中華人民共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

両国の映画産業が、映画製作における一層緊密な相互協力から利益を得ることを考慮し、映画の分野における両国間の協力に立脚し、及びこれを拡大することを求め、

両国の映画産業並びに文化的及び経済的な交流の発展に資する映画共同製作を促進し、及び円滑にすることを希望し、

これらの交流が両国間の関係の強化に寄与することを確信して、次のおり協定した。

第一条 目的

この協定は、両国の映画製作者間の交流を強化し、及び両国間の映画共同製作を拡大することを目的とする。

第二条 定義

この協定の適用上、

- 1 「共同製作団体」とは、共同製作映画の製作に参加する日本国又は中華人民共和国（以下「中国」という。）の法人又は団体をいう。
- 2 「共同製作映画」とは、一又は二以上の日本側共同製作団体と一又は二以上の中国側共同製作団体とが協力して共同投資及び共有著作権によって製作する映画をいい、第六条の規定が適用される映画を含む。
- 3 「映画」とは、何らかの素材に収録された映像又は映像及び音声の総体（少なくとも、フィクション映画、記録映画及びアニメーション映画を含む。）であつて、主として劇場での上映を目的とするものをいう。
- 4 「権限のある当局」とは、この協定の適用及び実施について責任を負う当局として両締約国政府が指定する当局をいう。

第三条 自国の映画としての認定及び特典を受ける権利

共同製作映画は、日本国及び中国のそれぞれにおいて、自国の法令に従つて自国の映画に与えられてお

り、又は与えられる可能性のある全ての特典を完全に享受することが認められる。これらの特典は、当該特典を与える国の共同製作団体についてのみ与えられる。

第四条 権限のある当局

各締約国政府の権限のある当局については、この協定の附属書に記載する。第十条の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、自国の権限のある当局として他の機関を指定することを希望する場合には、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じてこの変更を書面により事前に通報する。

第五条 共同製作映画の確認又は承認

1 この協定に従って特典を受けることを希望する共同製作団体は、共同製作映画の製作に入る前に、それぞれの権限のある当局による当該共同製作映画に関する暫定的な確認又は承認を申請し、及び受ける。

2 共同製作映画は、それぞれの権限のある当局が定める暫定的な確認又は承認の条件に従って製作する。

3 1に規定する暫定的な確認又は承認を受けた共同製作団体は、その共同製作映画の製作が完了した後、特典を受けるためにそれぞれの権限のある当局による最終的な確認又は承認を申請し、及び受けるよう要求される。

4 この協定の附属書は、共同製作団体が権限のある当局に対し1及び3に規定する確認又は承認を申請するための手続規則を定める。

5 権限のある当局は、プロジェクトがこの協定の規定に合致しているかどうかについてこれらの権限のある当局が決定することができるようにするため、いずれかの権限のある当局の要請により相互に協議する。

6 権限のある当局は、この協定の一般的な目的を達成するため、1及び3に規定する確認又は承認を与えるに当たり、条件を定めることができる。

7 権限のある当局は、確認又は承認を与える又は与えない旨の決定（6に規定する条件を含む。）が各国の法令の範囲内で行われることを確保する。

第六条 第三国との共同製作

1 権限のある当局が共同して確認し、又は承認する場合には、第三国からの製作団体は、この協定に基づく共同製作映画の共同製作に参加することができる。

2 第三国の共同製作団体は、当該共同製作団体の国と日本国又は中国との間で効力を有する映画共同製作

協定の条件に基づいて映画を製作するために要求されることとなる共同製作としての位置付けに関する全ての条件を満たさなければならない。

第七条 共同製作映画としての位置付けの申請

1 日本国の共同製作団体は、日本国の権限のある当局に対する第五条1及び3に規定する確認の申請について責任を負う。

2 中国の共同製作団体は、中国の権限のある当局に対する第五条1及び3に規定する承認の申請について責任を負う。

第八条 機器の輸入

各締約国政府は、共同製作映画を製作するための機器の一時輸入に関する税関手続を自国の法令に従って実施することを確認する。

第九条 公開の許可

権限のある当局による共同製作映画の確認又は承認は、完成した映画の自国における公開を許可することについて、いずれの締約国政府の関係当局も拘束しない。

第十条 附属書の地位

- 1 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。
- 2 第十二条4の規定にかかわらず、附属書の修正は、権限のある当局間の協議によって行われるものと
し、当該修正に関するこれらの権限のある当局の合意を通報する外交上の公文の交換を通じて合意した修正が確認された後に効力を生ずる。

第十一条 実施

- 1 この協定の実施は、各国の関係法令に従うことを条件とする。
 - 2 この協定は、各国の利用可能な予算に従って実施される。
 - 3 この協定の解釈又は適用に関するいかなる事項も、権限のある当局間の協議によってのみ解決される。
 - 4 この協定は、他の国際協定に基づく両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- ### 第十二条 効力発生、有効期間及び改正
- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
 - 2 この協定は、五年間効力を有する。この協定は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対

し、この期間の満了の日の六箇月前までにこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に更に五年間延長されるものとし、その後は、同様の期間ずつ同様に更新されるものとする。

3 この協定に基づく権限のある当局による確認又は承認に従って製作されたが、この協定の終了後に完成した映画は、共同製作映画として取り扱われる。したがって、その共同製作団体は、この協定の全ての特典を受ける権利を有する。

4 この協定は、両締約国政府間の書面による合意によって改正することができる。別段の合意がない限り、その改正は、1に定める条件に従って効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年五月九日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

河野太郎

中華人民共和国政府のために

王毅

日本国政府と中華人民共和国政府との間の映画共同製作協定の附属書

A 権限のある当局

日本国政府と中華人民共和国政府との間の映画共同製作協定（以下「協定」という。）における権限のある当局については、次のとおりとする。

(1) 日本国の権限のある当局は、外務省、文化庁及び経済産業省とする。日本国の権限のある当局は、日本の取扱機関を指定し、中国の権限のある当局に通報する。日本国の権限のある当局は、管理的業務の一部を当該取扱機関に委任することができる。

(2) 中国の権限のある当局は、中国映画局とする。

中国の権限のある当局は、中国の取扱機関として中国映画共同製作会社を指定する。共同製作映画の共同製作としての位置付けは、当該取扱機関を通じて評価される。

B 共同製作映画に適用される規則

権限のある当局は、自国の法令の範囲内で、次の規則が協定に基づく共同製作映画に適用されることを確

保する。

(1) 協定に基づく共同製作としての位置付けについての申請は、全ての裏付けとなる文書を付してそれぞれの国の取扱機関に行う。

日本国においては、プロジェクトは、申請から四十五執務日以内に評価される。日本国の取扱機関は、共同製作の要件を満たすプロジェクトについて確認書を発給する。

中国においては、申請及び裏付けとなる文書を受理した後、中国の権限のある当局は、四十五執務日以内に、これらを審査し、申請団体に対しその決定を記載した書面を提供する。共同製作の要件を満たすプロジェクトについては、映画プロジェクト承認書が与えられるものとし、中国の権限のある当局が当該プロジェクトに対して映画上映許可証を与えたときは、最終的な承認手続が完了したものと認められる。

申請書類には、次に掲げるものを含める。

- (a) 映画の全ての台本
- (b) 製作に関する著作権を適法に取得したことを証明する文書

- (c) 両共同製作団体が署名した共同製作の契約書の写しであって、次の全ての事項を含むもの
- (i) 共同製作映画の題名
 - (ii) 製作者の氏名及び台本の著作者の氏名又は文学作品から作成される場合には脚色者の氏名
 - (iii) 監督の氏名（必要な場合には、その交代を許可する代替条項）
 - (iv) 予算（資金調達に関する計画を含む。）
 - (v) 国際的な配給の予測
 - (vi) 費用が予算を上回り、又は下回る場合の共同製作団体のそれぞれの分担。この場合において、分担は、原則としてそれぞれの貢献度に比例するものとする。ただし、費用が予算を上回る場合のより貢献度の低い共同製作団体の分担は、(7)の規定に基づいて認められる最低比率が尊重されることを条件として、より低い分担率又は一定の額に制限することができる。
 - (vii) 協定に基づく特典を受ける権利を与えることが、共同製作映画の公開を許可することについていずれの締約国政府の関係当局も拘束しないことを認める条項
 - (viii) 撮影が開始される予定の時期

- (ix) より貢献度の高い共同製作団体が、少なくとも製作に係る全てのリスク及び原盤製作に係る全てのリスクを対象とする保険を付することを定める条項
- (d) 配給契約（既に署名されている場合に限る。）
- (e) 創作及び技術の分野における要員の一覧（国籍及び役割並びに出演者については、その配役を記載したもの）
- (f) 製作日程
- (g) 予算の細目（各製作団体が各国において負担する費用を明示したもの）
- (h) あらすじ

権限のある当局は、必要と認める追加の文書その他の全ての追加の情報を要求することができる。

当初の契約は、変更することができる。重要な変更（いずれかの共同製作団体の交代を含む。）は、映画の共同製作が終了する前に権限のある当局による確認又は承認のために提出する。いずれかの共同製作団体の交代は、例外的に、かつ、双方の権限のある当局が満足する理由がある場合に限り認められる。

権限のある当局は、この(1)に規定する確認又は承認についての決定を常に相互に通報する。

(2) 共同製作映画の製作に関する契約には、共同製作団体が、協定第三条に規定する特典について、当該共同製作団体の国にある法人又は団体にのみ譲渡し、又は処分することができることを定める。

(3) 権限のある当局は、参加している共同製作団体のそれぞれの国において、協定に基づく共同製作映画を製作する際の労働条件がおおむね同等であること及び協定に基づく共同製作団体の国以外の国において映画を撮影する場合にも、その労働条件が共同製作団体の国における労働条件よりもおおむね不利でないことを確認する。

(4) いずれの共同製作団体も、共通の経営、所有又は支配による関係性を有しない。

(5) 共同製作映画は、日本国及び中国において、並びに第三国の共同製作団体が存在する場合には当該第三国の共同製作団体の国において、初公開版の作成まで製作され、及び処理される。共同製作映画の吹替えは、日本国又は中国において、及び第三国の共同製作団体が存在する場合には当該第三国の共同製作団体の国において、行うことができる。これらの作業の多くは、通常、資金面でより貢献度の高い共同製作団体の国において行うが、権限のある当局は、他の取決めを相互に確認し、又は承認することが

できる。また、権限のある当局は、参加している共同製作団体の国以外の国における撮影を相互に確認し、又は承認することができる。

(6) 共同製作団体は、各共同製作団体の出演、技術及び美術の面での貢献（創作面での貢献）並びに資金面での貢献について合意する。ただし、共同製作映画に対する各共同製作団体の出演、技術及び美術の面での貢献は、各共同製作団体の資金面での貢献に対して合理的な割合とする。各共同製作団体の資金面での貢献を評価するに当たり、権限のある当局は、資金面での貢献の一部として、現物での貢献（スタジオ施設の提供等）を相互に確認し、又は承認することができる。

(7) 各共同製作団体の共同製作映画に対する資金面及び創作面での貢献は、全体の二十パーセント以上八十パーセント以下とする。権限のある当局は、異なる限度について合意することができる。ただし、新たな最低限度は十パーセントとし、新たな最高限度は九十パーセントとする。第三国の共同製作団体が映画共同製作に参加することが共同して確認され、又は承認される場合には、当該第三国の共同製作団体による貢献の合計は、全体の十パーセント以上二十パーセント以下とする。

(8) 共同製作映画の映像の九十パーセント以上については、特に当該共同製作映画のために撮影する。た

だし、この規則によらないことを権限のある当局が相互に確認し、又は承認する場合は、この限りでない。

(9) 共同製作団体間の契約は、

(a) 製作に使用した素材であつて最終的な保護をかけた複製のためのものの十分な数のコピーを全ての共同製作団体のために作成することを定める。各共同製作団体は、保護をかけた複製のための素材のコピーの所有団体であるものとし、必要な複製を作成するために使用する権利を有する。また、各共同製作団体は、共同製作団体間で合意した条件に従つて原盤を利用することができる。当該条件は、少なくとも、各共同製作団体が映画の有形の要素の共同保有団体である旨の条項を含むものとし、全ての素材が著作権で保護され、及び両共同製作団体の合意によつてのみ使用することができることを保証するものとする。

原盤は、各共同製作団体が利用することができるであろう現像所であつて共同製作団体が共同で合意するものにおいて、共同製作団体の共同名で登録すべきである。

(b) 次の費用に関し、各共同製作団体の支払責任を定める。

- (i) 権限のある当局による共同製作映画としての暫定的な確認又は承認を拒否されたプロジェクトの準備に要した費用
- (ii) 暫定的な確認又は承認を与えられたが、当該確認又は承認の条件を遵守することができなかった映画の製作に要した費用
- (iii) 確認され、又は承認された共同製作映画の公開の許可が共同製作団体の国のいずれかにおいて与えられなかった場合の当該映画の製作に要した費用
- (c) 映画の利用による収入（輸出市場からの収入を含む。）の共同製作団体間の配分に関する仕組みを定める。収入の配分は、原則として共同製作団体のそれぞれの貢献の合計に比例すべきであり、権限のある当局による確認又は承認に従うものとする。当該配分は、収入若しくは市場の配分又はその双方の組合せから成る。
- (d) 当該映画の製作に対するそれぞれの貢献が完了する期限の日を明記する。
- (e) 共同製作団体が共同製作映画についての著作権を共有し、及び各共同製作団体が共同製作映画のタイトル・シークエンスに製作者のクレジットを付することを規定する条項を含める。

(10) 共同製作映画には、当該映画が日中共同製作若しくは中日共同製作であることを示す独立したクレジット・タイトル又は適当な場合には日本国、中国及び第三国の参加を示すクレジットを付するものとし、権限のある当局のロゴを付することができる。

(11) 権限のある当局は、協定の効果的な実施を促進するため、他の国との間で締結される新たな協定について相互に通報する。